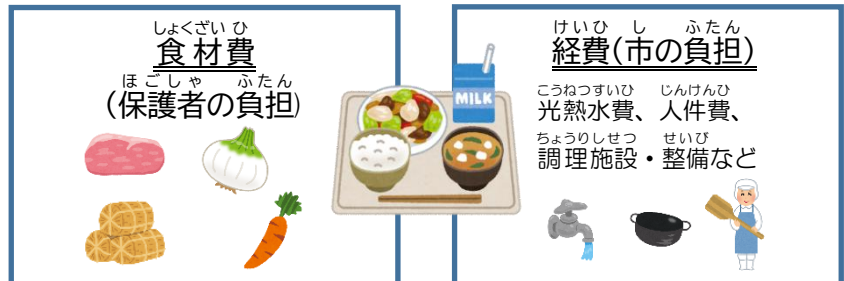


平塚市の学校給食費について

学校給食費の仕組み

学校給食を提供するに当たり、保護者の皆様には給食の食材費相当分を負担いただいています。その他の給食を調理するための経費(調理施設・設備の維持管理費や調理員の人件費など)は、平塚市が負担しています。



学校給食費の金額

※ 金額は令和8年度時点の金額のため変わる可能性があります。

中学校給食は無償化ではないため、次の学校給食費を納付していただきます。

給食の内容	完全給食	アレルギー等で飲用の牛乳を飲まない	飲用の牛乳のみを飲む	全てを食べることができない
中学校給食費 (月額)	4,800円	3,900円	900円	0円

※食材費が高騰しているため、上記の金額を超える分(月換算1,180円)を市から補助しています。

※給食の内容は、食物アレルギーや宗教の対応によって決まります。

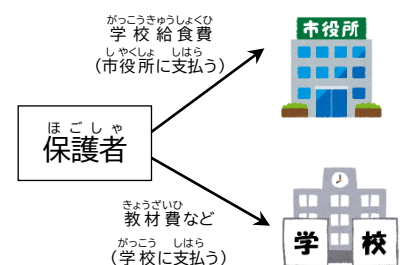
※学校給食の提供内容・回数の違いにより、金額が異なる場合があります。

学校給食費のお支払い

学校給食費は、原則、口座振替で市にお支払いいただきます。
振替日は、月の末日の平日(末日が休日の場合は翌平日)で
4月分は5月分と併せて5月末日に振替をするため年間10回の
引き落としとなります。

学校給食費の決定額・振替日は、初回の納期限までに学校を
通してお知らせします。

※口座振替の開始には1~2ヶ月の期間が必要です。口座振替の準備が整うまでは保護者宛てに納付書を郵送します。お手数ですが、キャッシュレス決済、金融機関窓口又はコンビニエンスストアなどでお支払いください。



学校給食費の援助

経済的な理由により生徒の就学費用にお困りの方に対して学校給食費などを援助する就学援助制度があります。希望する方は、お子さんが通学する学校に申請してください。

学校給食開始のための手続き

「学校給食の提供を受けること」、「学校給食費をお支払いいただくこと」を明確にするため、学校で配付した「学校給食に関する承諾書」を提出していただきます。

あわせて振替口座の登録手続きをお願いします。振替口座の登録手続きについては、4月にご案内します。5月の口座振替に間に合うようお手続きをお願いします。

提出書類

学校給食費に関する提出書類は次のとおりです。記入例を参考に、提出書類を作成してください。

提出書類	書類の説明
①学校給食に関する承諾書	学校給食の提供を受ける場合には、全員提出が必要です。 食物アレルギー等により学校給食を食べることができない場合は、承諾書ではなく、③学校給食辞退届を提出してください。
②学校給食費減免申請書	食物アレルギー等により牛乳を飲むことができない場合、牛乳以外の給食を食べることができない場合や長期欠席をする場合には、①学校給食に関する承諾書と一緒に提出してください。 <u>減免申請書を提出する際は、事前に学校への相談が必要です。</u>
③学校給食辞退届	食物アレルギー等により学校給食を食べることができない場合に提出してください。 この場合、①学校給食に関する承諾書の提出は不要です。 <u>辞退届を提出する際は、事前に学校への相談が必要です。</u>